

平成 3 1 年度人事行政の運営等の状況

第 1 編 概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用の状況（平成 3 1 年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
一般事務	7人	4人	11人
消防士	3人	1人	4人
保育士	0人	2人	2人
保健師	1人	2人	3人
教育公務員	2人	1人	3人

(2) 再任用職員の状況（平成 3 1 年度）

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて任期を定めて（1年）採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

区 分	フルタイム	短 時 間	合 計
人 数	7人	11人	18人

(3) 職位別任用状況

課長補佐以上の職の令和2年3月31日現在の職員数及び平成31年度の昇格者数は、次のとおりです。

標準的な職名	統括監	課長	課長補佐	合 計
職員数	8人	51人	39人	98人
うち昇給者数	6人	13人	9人	28人

(4) 職員の退職の状況（平成 3 1 年度）

区 分	定年退職	自己都合等	合 計
人 数	9人	12人	21人

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	統括監の職務又はこれに相当する職	7人	4.2%
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	20人	12.0%
5 級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	28人	16.9%
4 級	係長の職務又はこれに相当する職務	35人	21.1%
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	25人	15.1%
2 級	主事の職務又はこれに相当する職務	31人	18.7%
1 級	主事補の職務又はこれに相当する職務	20人	12.0%

(6) 部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数
			平成31年	令和2年	
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0
		総 務	6 3	5 8	△ 5
		税 務	2 3	2 3	0
		民 生	6 3	6 6	3
		衛 生	2 2	2 4	2
		労 働	—	—	—
		農 水	6	6	0
		商 工	6	7	1
		土 木	1 8	1 8	0
		計	2 0 4	2 0 5	1
	教育部門		3 5	3 7	2
	消防部門		5 9	5 9	0
	小 計		2 9 8	3 0 1	3
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道 下 水道 その他	7	7	0	
		6	4	△ 2	
		1 4	1 6	2	
		小 計	2 7	2 7	0
合 計			3 2 5	3 2 8	3

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(短時間再任用は除く)

(7) 職員数の状況

(各年度4月1日現在)

年 度 部 門	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	R 2
一般行政	194	188	188	196	204	205
教育	34	33	32	33	35	37
消防	53	53	54	56	59	59
普通会計計	281	274	274	285	298	301
公営企業等会計	28	29	31	31	27	27
総合計	309	303	305	316	325	328

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である「能力評価」と職務を遂行するにあたり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である「業績評価」により行っており、人事異動や昇格に活用しています。

3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

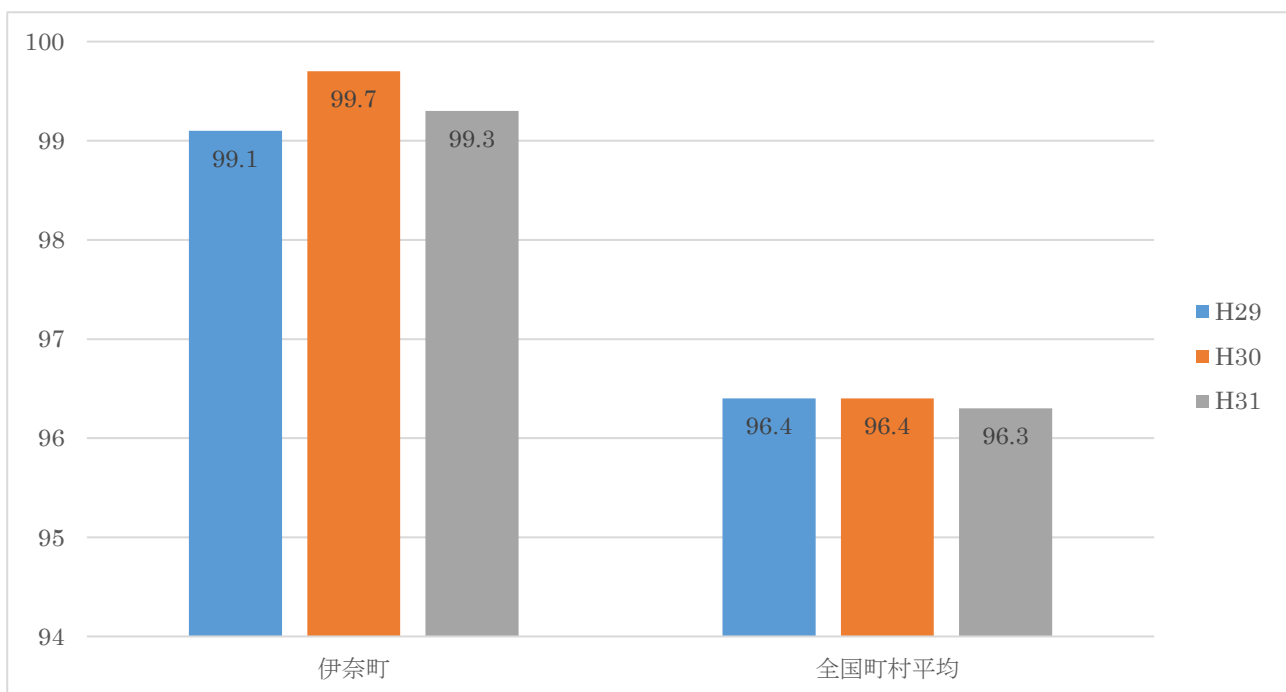
区分	住民基本台帳人口 (31年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
31年度	人 44,900	千円 11,687,500	千円 390,113	千円 2,547,635	% 21.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり の給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
31年度	人 301	千円 1,043,266	千円 284,687	千円 446,206	千円 1,774,159	千円 5,894

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.0 歳	305,200円	382,600円
技能労務職	43.9 歳	270,200円	300,400円

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		月額
一般行政職	大学卒	188,700円
	高校卒	160,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	271,700円	359,600円
	高校卒	—	—

3 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（平成31年4月1日現在）

区分	6月	12月	計
期末手当	1.30月 (0.725月)	1.30月 (0.725月)	2.6月 (1.45月)
勤勉手当	0.925月 (0.45月)	0.925月 (0.45月)	1.85月 (0.9月)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
20年	19.6695月分	24.586875月分
25年	28.0395月分	33.27075月分
35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象地域	町内全域
支給率	6%
支給対象職員数	336人

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
犬猫等死体処理手当	環境対策課職員	犬、猫等の死体の処理に従事した者	1件300円
行旅死病人取扱手当	福祉課職員	行旅病人の救護処理に従事した者	1件300円
	福祉課職員	行旅死亡人、変死人の処理に従事した者	1件1,000円
消防業務手当	消防署職員	消防本部に勤務し、消防業務に従事した者	月額2,000円
	消防署職員	機関員	1当務100円
	消防署職員	火災現場に出動し、消火活動又は火災原因調査に従事した者	1回300円
	消防署職員	救急現場に出動し、負傷者の収容業務又は現場手当を施す業務に従事した者	1回300円
保育士手当	保育士	保育所の保育業務に従事する保育士	月額1,000円
保健師手当	保健師	法定予防接種、療養指導、家庭訪問指導の業務に従事する保健師	月額1,000円

(5) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 (満16歳～22歳の子1人につき5,000円加算)
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (家賃の額に応じて27,000円を限度に支給)
通勤手当	交通機関(電車等)利用者 運賃相当額(1月当たり55,000円を限度) 交通用具(自動車等)利用者(片道2km以上) 通勤距離に応じた額(2,000円～31,600円)
管理職手当	管理職の職責に応じて35,000～65,000円を定額支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した職員に支給
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給

4 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	給与月額等	期末手当
町長	616,000円 (770,000円)	4.45月
副町長	646,000円	4.45月
教育長	606,000円	4.45月
議長	322,000円	4.45月
副議長	257,000円	4.45月
議員	229,000円	4.45月

（注）給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分（国と同じ）と定められており、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとなっています。そのうち、午後0時から午後1時までが休憩時間となっています。

なお、部署によっては、上記と異なる場合があります。

（2）年次有給休暇の取得状況

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの職員の年次有給休暇の年平均取得日数は9.0日となっています。

（3）育児休業等の取得状況

区分	男	女
育児休業	0人	13人 (うち新規2人)
部分休業	0人	8人 (うち新規2人)

5 職員の分限及び懲戒処分状況

（1）分限処分状況

平成31年度に分限処分を受けた職員は6名（休職）で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

（2）懲戒処分状況

平成31年度において、懲戒処分を受けた職員は0人です。

6 職員のサービスの状況

（1）職員の守るべき義務の概要

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限を課しています。

（2）営利企業等従事の許可状況

平成31年度における許可件数は2件です。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関する規則を制定し、職員の退職管理についての適正を確保するための所要の措置を講じています。

営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼することを禁止しています。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出なければならないとしています。

8 職員の研修の状況

平成31年度における研修の状況については下記のとおりです。

実施機関	のべ人数
伊奈町	397人
彩の国さいたま人づくり広域連合	106人
北足立北部共同研修会	27人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員及びその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他、「伊奈町職員親睦会」に厚生事業を委託し、レクリエーション事業を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担率は法定されており、平成31年度は360,184千円の負担金を支出しました。

また、平成31年度に伊奈町職員親睦会に厚生事業を委託するのに要した費用は2,268千円です。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成31年度に認定された公務災害は6件です。

第2編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成31年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する審査請求の状況

平成31年度は、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。